

成田市PPP/PFI手法導入指針

1 総則

(1) 目的

この指針は、公共施設等の整備等に当たって、多様なPPP/PFI手法の導入を優先的に検討するための必要な手続を定めることにより、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共施設等を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

(2) 定義

この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- ア PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。
- イ 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等をいう。
- ウ 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業をいう。
- エ 利用料金収入 PFI法第2条第6項に規定する利用料金の収入をいう。
- オ 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等をいう。
- カ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画（市民等に対するサービスの提供を含む。）をいう。
- キ 優先的検討 この指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う手法（以下「従来型手法」という。）に優先して検討することをいう。

2 対象とするPPP/PFI手法

この指針の対象とするPPP/PFI手法は、次に掲げるものとする。

(1) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

- ア BOT方式(建設Build－移転Transfer－運営等Operate)
- イ BOT方式(建設Build－運営等Operate－移転Transfer)
- ウ DBO方式(設計Design－建設Build－運営等Operate)
- エ ア～ウに掲げるもののほか、市長が認めた手法

(2) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

- ア BT方式(建設Build－移転Transfer)(民間建設買取方式)
- イ 民間建設借上方式及び特定建築者制度等(市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。)

ウ ア・イに掲げるもののほか，市長が認めた手法

(3) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

ア 指定管理者制度

イ 包括的民間委託

ウ ア・イに掲げるもののほか，市長が認めた手法

3 優先的検討の開始時期

市は，公共施設等の整備等を行うために基本構想，基本計画等を策定する場合及び公共施設等の整備等の方針を新たに検討する場合に優先的検討を行うものとする。

4 優先的検討の対象とする事業

(1) 対象事業

優先的検討の対象とする事業（以下「検討対象事業」という。）は，民間事業者の資金，経営能力及び技術的能力を活用する効果が見込まれる公共施設整備事業であって，整備等に係る事業費の総額が10億円以上の事業規模を満たすものとする。

(2) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業は，優先的検討の対象としないものとする。

ア 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業

ウ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

エ 災害復旧事業等，緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

オ ア～エに掲げるもののほか，公共施設等の整備等に当たり，庁内で別に協議されている公共施設整備事業その他の優先的検討の対象としない特別な事情がある公共施設整備事業

5 適切なPPP/PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

市は，検討対象事業について，「6 簡易な検討」又は「7 詳細な検討」による評価に先立って，当該事業の期間，特性，規模等を踏まえ，当該事業の品質の確保に留意しつつ，「2 対象とするPPP/PFI手法」に掲げる手法のうち最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において，唯一の手法を選択することが困難と認められるときは，複数の手法を選択することができるものとする。

(2) 検討による評価を経ずに行うPPP/PFI手法導入の決定

市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合は、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- ア 指定管理者制度を採用する場合 「6 簡易な検討」及び「7 詳細な検討」の省略
- イ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する際のBT0方式の場合 「6 簡易な検討」を省略し、「7 詳細な検討」を実施
- ウ 民間事業者からPPP/PFI手法に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であると認められる際の当該採用手法の場合 「6 簡易な検討」を省略し、「7 詳細な検討」を実施

6 簡易な検討

(1) 費用総額の比較による評価

市は、PPP/PFI手法簡易定量評価調書(別記様式)により、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額(以下「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。この場合において、「5 適切なPPP/PFI手法の選択」において複数の手法を選択したときは、各々の手法について費用総額を算出し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- ア 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用
- イ 公共施設等の運営等の費用
- ウ 民間事業者の適正な利益及び配当
- エ 調査に関する費用
- オ 資金調達に要する費用
- カ 利用料金収入

(2) その他の方法による評価

市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、「(1) 費用総額の比較による評価」にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- ア 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- イ 類似事例の調査を踏まえた評価

7 詳細な検討

市は、「6 簡易な検討」において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

8 評価結果の公表

市は、「6 簡易な検討」又は「7 詳細な検討」の結果、検討対象事業に採用手法を導入することが適しないと評価した場合には、速やかに、PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及びその理由について、当該事業の予定価格の推測につながらない範囲において、市ホームページ上で公表するものとする。

別記様式

PPP/PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (市が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP/PFI手法)
整備等費用 (運営等を除く)		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計 (現在価値)		
財政支出削減率	—	
その他 (前提条件等)		